

市壁の文化史

— 試 論 —

中 島 大 輔

序

中世から近代の都市 (Stadt) における市民生活を考察しようとする場合、アプローチの視点や方法は多岐にわたる。そもそも一口に都市と言っても、人口数百人の矮小都市から数万人を擁する大都市まで千差万別であり、法的ステータスも帝国都市、自由都市、地方都市などに区分され、さらにそれぞれの範疇においてさえも司法、立法、行政、徴税、防衛などに関し特許状の形で獲得された諸権利は都市ごとに、また時代ごとに異なる。こうしたあらゆるレベルにおける差異を前提にした上で、都市の相貌を決定する市壁や市門に注目して、これらの防御施設が建築された経緯や歴史を辿り、それが市民生活で果たした機能や市民のメンタリティーに及ぼした影響を調べることには、どのような意味があるだろうか。またこのテーマは研究分野にお

いてどのような広がりを持つのだろうか。¹

中世末期から近世にかけてヨーロッパ、とりわけドイツの都市がどのような外観を示していたかは、16世紀から17世紀の都市景観図、中でも G.ブラウンと F.ホーヘンベルフの『世界都市図帳』Civitates Orbis Terrarum とマテーウス・メーリアン (および息子カスパー) の『ドイツ地誌』Topographia Germaniae に詳しい。これらの図版がすべて实景の忠実な描写ではないにしても、ここにはさまざまな形態の市門や市壁が大小を問わずすべての都市を取り囲んでいる様子が描かれている。規模の大きい都市や戦略的に重要な都市については、すでに星型の稜堡が市門の外側に巡らされて、堅固な要塞都市の姿を見せている。

しかし、こうした防御施設がどのように建築されてどのような機能を果たしてきたか、また市民生活にどのような影響を及ぼしてきたかという問題に関しては、必ずしも十分な研究が行われてき

¹ 相澤隆氏は、都市を周辺世界や世界経済との関係の中で捉える議論が盛んになるにつれて、城塞としての都市というイメージがむしろ近年の都市史研究では希薄になっていった感があると指摘した上で、市壁の考察にあたって設定できる三つのテーマを挙げている。すなわち、第一に「城壁が外の世界に対して担った役割や機能」、第二に「城壁それ自体の形態と市民にとっての実際の役割」、そして第三に「城壁が持っていたイメージやそれが都市の内外におよぼした心理的・精神的影響」を挙げ、とりわけ最後のテーマに関して「城壁が都市や周辺世界にとってどのような象徴的意味をもっていたかを探る試みは、今までに十分には行われなかったといえるだろう」と評している。(相澤隆「西欧中近世の都市城壁に関する若干の考察」(『年報地域文化研究』(年報地域文化研究編集委員会編) 第1巻), 1997)

たとは言えないようである。² とりわけ、多くの都市で18世紀末から19世紀初頭まで維持されてきた市壁が、近代の市民あるいは市民社会にとってどのような意義を有したのかという点については、包括的な研究論文は少ない。前述のような都市の多様性も総合的な論述を困難にしている理由のひとつであろうが、何よりも市壁や市門がイメージの上で中世都市とあまりにも強く結び付き、近世から近代においてはすでにその役割を終えた中世的現象として捉えられる傾向もこの背景にあると推測される。しかし単なる遺物と考えるには早すぎる。若き日のJ.J. ルソーが徒弟仲間とともにジュネーブの市門から閉め出され、彫金師の親方の許に戻る代わりに、そのままひとり出奔したのは1728年のことであった。市門や市壁はなお近世から近代の市民生活を規定していたのである。それどころか、市壁や市門は19世紀前半の近代的都市への変容の過程で大半の都市で撤去された後も、なお市民の意識の底に残っているように思える。後で述べる、現代における市門の再建についても、文化財としての再発見という要素はもとより、都市本来の相貌とそれに結びついていた市民性の回復という現代の市民の願望が込められているようでもある。

本稿は今後の論究の序論として後に詳しく取り

上げるべきテーマや観点を概説的に述べるものであり、必ずしもテーマの広がりや深みを包括的・総合的に描き出すことを意図していない。もとより都市生活のあらゆる面に及ぶこのテーマを漏れなく論じつくすことは筆者の能力をはるかに超える。その上で敢えて「文化史」と断ったのは、種々の視点からの考察にゆるやかな輪郭を与えるためである。さしあたり本稿ではドイツ語圏の都市、とりわけ南ドイツ、シュヴァーベンとフランケン地方の帝国都市を中心に、まず市壁の役割と意義を歴史的に概観し、今後の筆者の論究にあたってどのようなテーマがどのような視点から考察の対象となるか、およその見取り図を描いてみたい。

I

マックス・ウェーバーはその著書『都市の類型学』(1920)において、市壁や市門を含む防御施設(Befestigung)を理念形態としての「都市」を規定する5つのメルクマールの一つに数えている。³ この都市定義に関してはすでに著者自身も一定の留保をつけているものの、ヨーロッパ中世に関する限り、都市がごく少数の例外や建設初期の段階を除き⁴、市壁で囲まれる

² 都市の防御施設に関する包括的な研究としては、Hans Planitz, *Die deutsche Stadt im Mittelalter*. VMA. 1996. Cord Meckseper, *Kleine Kunstgeschichte der deutschen Stadt im Mittelalter*. Wissenschaftliche Buchgesellschaft. 1982. Udo Mainzer, *Stadttore im Rheinland*. Gesellschaft für Buchdruckerei AG・Neuss. 1976. などがあるが、後者の二つは主として芸術的・建築学的側面からの研究である。このほかに各都市の市壁・市門に関する個別研究書が多数あるが、多くは歴史考古学的あるいは建築史的研究であり、市民意識との関わりを論じたものは少ない。

なお本稿で言うところの「市壁」は文脈によって、広義の Stadtbefestigung (都市の防御施設) および時に市門や市壁塔を含む狭義の Stadtmauer (市壁) の双方に対して用いるものとする。

³ マックス・ウェーバー『都市の類型学』(創文社)1996, 29頁

⁴ プラーニッツによれば、自然の要害を利用した重要性の低い小都市のみが例外的に防御施設を巡らさなかったとして、川や沼沢地に囲まれた Calbe, Eutin, Malchow, Schönau を挙げている。また建設当初は濠、土塁、柵のみで防御をめぐらしていた都市も最終的には市壁の建築を目指していたと指摘している。(Planitz, a.a.O. S.231) また Carl Haase (*Die mittelalterliche Stadt als Festung*. In: *Die Stadt des Mittelalters*. Bd.I. Wissenschaftliche Buchgesellschaft. 1978, S.409) によれば1500年以降ハルツ地方には市壁のない都市も建設されている。しかし大局的に見るならばこれらは市壁と都市の深い関係をむしろ裏付ける例外的事例と捉えられよう。

空間であったことは当時からほぼ自明のことであった。H.プラーニッツによれば14世紀半ばのザクセンのレーエン法 (Lehnrecht) では市壁が市民と農民の法的相違の指標とみなされていたという。

Einen burger und einen gebuer
scheit nicht me wen ein czuhen und ein muer.
「市民と農民を分かち最たるものは柵と壁」⁵

すなわち都市は市壁、市門を備えてはじめて周囲の土地から法的、行政的および経済的に独立した固有の空間を形成することができたのである。「市壁は市の部分部分をひとつの統一体にまとめ、隣村との間に境界を巡らせ、市民を外部の敵から守り、安全を保証した。この安全こそ市の平和で自由な特性が発展するにあたり不可欠の要素であった。騎士にとっての甲冑のように、市壁は市民に不可侵性の感覚を与えたのである。」⁶ 加えて市壁は中世においては市内に入る物品に対して税を徴収する税関の機能や旅行者を審査する検問所としての機能、ある

いは防疫上の遮断線の機能も果たした。

したがって司法、立法、行政に加え、防衛や徴税の面でも相当の自治権を享受した中世の都市にとって、法的に市域を画定するのみならず、物理的にも外の世界との境界を成す市壁・市門が自治の象徴となり、都市自身の顔とも見なされた経緯は容易に理解できよう。かくして市民にとって市壁は一次的重要性を持ったため、中世の都市は市壁を負担と捉えず、むしろ市壁を失うことが罰と見なされたという。⁷ 中世において市民がいかに熱心に市壁建築にあたったかは13世紀のボンに窺える。それまで隣のケルンのような市壁を持たなかったボン市民は、1244年にケルン大司教コンラートより市壁建築の特許状を与えられると、「燃えるような情熱をもって、市と獲得した自由を守るため、孜孜として濠の上の土塁に木の柵を築き、新たな市門を堅固な石で築いた」とケルンの年代記作家は伝えている。⁸

視点を変えて都市と市壁の関係を見るならば、市壁を建築し維持管理し、市民をその防衛に当たらせるためには莫大な費用と労力が必要とな

⁵ H. Planitz, a.a.O. S.229. この法諺の解釈は Engel による (E. Engel, Die deutsche Stadt des Mittelalters. C.H. Beck. 1993, S.76)。ただしこれも都市定義の基準としては十分ではない。防御施設を巡らした市場集落や村落も存在したからである。(Eberhard Isenmann, Die deutsche Stadt im Spätmittelalter. Ulmer. 1988, S.20)

⁶ Ricarda Huch, Römisches Reich deutscher Nation. Bd.1. Atlantis. 1954, S.204. また市場としての都市が成立するに当たっても市壁は大きな役割を担った。市場の平和 Marktfrieden の必要性は市場の法廷をもたらし、これは都市独自の法律が生まれる源のひとつとなった。この法的空間を保証し、法律の及ぶ範囲・限界を示したのが市壁または郊外防塞 Landwehr であった。(Hartmut Boockmann, Die Stadt im späten Mittelalter. C.H. Beck. 1994, S.150)

⁷ Georg von Below, Das ältere deutsche Städtewesen und Bürgertum. Velhagen & Klasing. 1905, S.26. 罰としての市壁の破壊例はユーバーリングゲンに記録がある。1332年シナゴークを焼き払い、避難していた300人ものユダヤ人の命を奪ったこの帝国都市に対し、皇帝ルートヴィヒ四世は罰金を科し、市壁の一部を破壊させた。(Alfons Semler, Überlingen. Bilder aus der Geschichte einer kleinen Reichsstadt. Oberbadischer Verlag. 1949, S.117f.)

⁸ E. Ennen und D. Horoldt, Vom Römerkastell zur Bundeshauptstadt. Stollfuss. 1968 (2.Aufl.), S.61 ff. また従来の市域を4倍に拡張したウルムの新市壁建築 (1336年以降) について、1489年にドミニコ会修士フェーリクス・ファブリ Felix Fabri は14世紀の50年間に行われた「偉大な王の業績にも匹敵すべき」5つの大事業の筆頭に挙げ、濠の掘削と水の引き入れが危険の迫る中、市民と門閥、男と女の区別なく市民総出で大急ぎで行われたと伝えている。(Herbert Wiegandt, Ulm. Geschichte einer Stadt. Anton H. Konrad. 1989 (2.Aufl.), S.60f.)

る。これが可能となるのは、参事会の主導のもとに一丸となった都市共同体が存在する場合に限られる。⁹ この意味で市壁の必要性が市制の発展を促したという側面もあろう。市壁の建築は近郊の農民をふくめた¹⁰市民総出の作業であり、市の予算の大半が充てられる最大の土木事業であった。たとえばフス戦争の脅威に備えた1427年のニュルンベルクの防御施設補強にあたっては、12歳以上の住民全員が10年間にわたり1年に1日賦役を勤めるか、代わりに賦役金を納めることとされた。¹¹ またF.レーリヒによれば1379年のケルンでは全予算の実に82%が直接間接に都市防衛にあてられ、そのうちの大部分は防御施設の建設に費やされたという。¹²

また市壁建築の過程においては、法を犯した市民に対してしばしば建築費用の負担や市壁の一部の建設そのものが罰として科された。¹³ すなわち市壁は市民税徴収の第一の目的であったのである。¹⁴ それどころかC.ハーゼによれば、13世紀半ばから中世末期までは市壁などの防御施設の建設が都市の成立要因になったのであって、通商や手工業は成立要因としては二次的現象としてしか認められない事例も存在するという。¹⁵

市壁と市門は中世においてはまず高度の軍事防衛上の意義を有していた。当初から領地の防衛や支配の拠点として建設された都市¹⁶にあっ

⁹ Carl Haase, a.a.O. S.398 またH.Boockmann, a.a.O. S.35も参照。14世紀のドルトムントでは市参事会が「市壁の守護者」Hüter der Mauernと呼ばれていたというが、ここにも市壁建設と市制との深い関係が示されている。(H.Planitz, a.a.O. S.253)

¹⁰ たとえばヴォルムスの市壁建設令Mauerbauordnungでは、戦乱時に市壁内部に庇護を求める近郊の農民に対しても賦役が課せられている。(Jürgen Sydow, Städte im deutschen Südwesten. Kohlhammer. 1987, S.35.) またC. Haase, a.a.O. S. 385も参照。

¹¹ Isenmann, a.a.O. S.49. また同時期フランクフルトについても14歳以上のすべての住民に市壁の濠の拡張工事の賦役が課せられたという。(小倉欣一、大澤武男『都市フランクフルトの歴史』(中公新書)1994, 27頁)

¹² Fritz Rörig, Die europäische Stadt im Mittelalter. Vandenhoeck & Ruprecht. 1955, S.111f. (邦訳: 魚住昌良・小倉欣一訳『中世ヨーロッパ都市と市民文化』(創文社), 143頁)

¹³ たとえばウルムでは、1345年に市民間の勢力争いが調停され、贖罪状Sühnebriefの形で「富める者も貧しき者も」(都市貴族とツフツ勢力を指す)「良き友人となりこれまでの憎しみや敵対関係をすべて水に流す」と定められた。敵対していた諸団体はすべて解散させられ、市内の秘密同盟またとりわけ市外の勢力との同盟関係は厳しく罰せられることになった。違反した者は50,000個の煉瓦を市壁建築用に納め、一年間の市外追放の処分を受けた。煉瓦を納められないものは永久に市外追放処分となった。また収賄刑は煉瓦10,000個、贈賄刑の場合は1,000個を納めるものとされたという。(H.Wiegandt, a.a.O. S.46)

また、14世紀に新たな市壁建築が始まったシュヴェービッシュ・グミュントでも1353年、参事会命令に違反した場合の罰金が市壁の建築に充てられることになった。しかしその20年後、市は防御施設の建設で多額の負債を抱えることになる。(Geschichte der Stadt Schwäbisch Gmünd. Theiss. 1984, S.109)

ネルトリンゲンでは納税を怠った者に防御施設建設の命令が下されている。「(1362年3月12日)ネルトリンゲンの市民ハンス・トッパーはネルトリンゲン市に対して、次の聖ヤコブの日までに、ライムリンゲン門やベルガー門の前のツヴィンガーと同様に、市門、橋および付属のあらゆる施設を含むツヴィンガーを築く義務を負うものであり、それまで市を離れてはならない。市参事会は当人に罰金刑としてツヴィンガーの建設を科すものである。なんとなれば当人は宣誓にもかかわらず、税を納めなかったからである。白衣の主日の次の土曜日に布告。」その後この件に関して新たな参事会令が出されていないところを見ると、トッパーは命令どおり建設したものと推測される。(Die Urkunden der Stadt Nördlingen 1350-1399. bearb.v.K.Puchner. Verlag der schwäbischen Forschungsgemeinschaft. 1956, S.36)

¹⁴ G.v. Below, a.a.O. S.26

¹⁵ C.Haase, a.a.O. S.406

¹⁶ シュタウフェン朝でもっとも多くの都市を建設した皇帝フリードリヒ一世は、エルザスからボヘミア、テューリングェンへと至る地域に大城塞としてUlm, Schwäbisch Gmünd, Schwäbisch Hall, Donauwörth, Bopfingen, Dinkelsbühl, Rothenburg, Großenried, Aufkirchen, Weißenburgを建設し、これをその間に散在する教会代官領(Kirchenvogteien)で取り囲み、帝国と領地の支配を固めた。(H.Planitz, a.a.O. S.150ff. およびGerfrid Arnold, Dinkelsbühl. Geschichten aus der Geschichte einer mittelalterlichen Stadt. Hanns Bauer. S.24f.)

ては、都市領主が積極的に市壁の建築を支援した。¹⁷ 市門の塔はもとより市壁の要所に一定の間隔を置いて監視塔が設けられ、市壁上の防御回廊にも見張りの兵（当初は市民が勤めた）が配備された。市壁は市を奇襲や占領から守り、いくたびとなく王や諸侯の軍勢を撃退した。たとえば1376年カール四世は自ら軍を率いて帝国都市ウルムを包囲したものの、結局は囲みを解いて退却を余儀なくされた。¹⁸ 都市の市民はツンフトによって軍事的に組織化され、非常時にはツンフトまたは居住区域ごとに市壁の特定の区間の防衛を命じられたが、これにより市民の防衛意識はいやがうえにも高められた。また市当局も度重なる通達により、武器の準備や監視体制の強化などを呼びかけた。

中世市民の防衛意識という点に関して興味深いのが多くの都市に伝わるさまざまな都市防衛の伝承である。都市と敵対関係にある近隣の諸侯は都市攻略にあたっては堅固な市壁に攻撃をかけるのではなく、むしろ防御上の弱点である市門に狙いをつけた。そのため市門はしばしば攻防をめぐる物語の舞台となる。一例としてネルトリンゲンに伝わる伝承を紹介しよう。

1440年の三王礼拝（1月6日）の晩、ローデン織工ハンス・ダウザーの妻は夜なべをする夫のためにビールを買おうと家を出た。するとレープジンゲン門の前にはぐれた豚が一頭いて、市門の頑丈な木の扉に尻をこすりつけているのが見えた。ダウザー夫人は目を疑った。もうとうに施錠されているはずの市門の扉が動くのだ。鍵はかかっているはずだ。「何かおかしいわ」と考えた夫人は、まず豚を「ほら、お行き、ほら!」 So Gsell so! と市門から追い立てると、息せき切って家に戻り、夫に報せた。事情を聞いた夫は非常呼集をかけ、それに応じて市長が警鐘を打たせる。ただちに市民が市門に詰め、事なきを得た。レープジンゲン門の門番はその晩のうちに逮捕された。拷問を受けて白状したところによれば、門番はエッティンゲン伯ハンスから賄賂を受け取り、市門の錠を開けておくことを約束したという。伯爵は払暁に手勢を率いて市を襲撃する予定であったという。¹⁹

豚が市を救ったこの話は、数百年前からネルトリンゲンに伝えられ、知らぬものないエピソードであるという。しかしこの伝承が歴史的事実に基づくか否かに関しては意見が分かれて

¹⁷ たとえば皇帝フリードリヒ二世は Rottweil, Offenburg, Weil der Stadt, Heilbronn, Weinsberg, Wimpfen, Mosbach などのシュヴァーベンの帝国都市に対して、帝国税の免除または減額を行って市壁建築を援助し促進したことが1241年の帝国税帳 Reichssteuerliste から明らかになっている (Karl Zeumer, Zur Geschichte der Reichssteuern im früheren Mittelalter. Wissenschaftliche Buchgesellschaft. 1955 (Nachdruck), S.23f. Paul Revellio, Beiträge zur Geschichte der Stadt Villingen. Ring. 1964, S.284f. Chr. Schrenk, H.Weckbach, S.Schlösser, Von Heilbrunn nach Heilbronn. Theiss. 1998, S.25ff. および J. Sydow, a.a.O. S.89 を参照)。

また、皇帝ルートヴィヒ四世（バイエルン公）やカール四世も Nürnberg, Rothenburg, Nördlingen, Windsheim などの帝国都市に対して、当初は期限付きで酒税 Ungeld の徴収を認め、これを市壁・市門の建築費に充てさせた。(「(1327年5月3日) 国王ルートヴィヒは、ニュレンベルクあるいはローテムブルクと同様、ネルトリンゲン市に対し、来る精霊降臨祭より8年間酒税を徴収し、これをもって市の周囲を取り巻く外市区を濠と壁で囲み込むことを命ずる。」(Die Urkunden der Stadt Nördlingen 1233-1349. bearb.v.Karl Puchner. Verlag der schwäbischen Forschungsgemeinschaft. 1952, S.36) なおネルトリンゲンに対しては1417年以降永久に酒税の徴収権が認められた。)

¹⁸ H.Wiegandt, a.a.O. S.78

¹⁹ Die Stadt. 1100 Jahre Nördlingen. Geschichte und Geschichten. 1998, S.85

いる。確かなのは、この時期一度ならず市とハンス・フォン・エッティンゲン伯爵との間に争いが起きたこと、また1440年の1月に件の門番が裏切りを自白し、処刑されたことである。²⁰ 真偽もさることながらこの伝承が興味を惹くのは、開いている市門に気がつくやいなや夫に危険を伝え、直ちに夫が市長に通報するという経緯に表れた市民の高い防衛意識である。この伝承がある程度歴史的背景を踏まえていることは容易に推測できるが、市井の一市民が動物のお蔭で襲撃を未然に察知するという物語的脚色も見過ごせない。他の都市にも同様の道具立てに基づく伝承が伝えられているのである。たとえばニュルンベルクでは1500年頃の話として、アンスバハ公カジミールと内通し、ティアガルテン門 Tiergärtner Tor で敵軍の手引きを行おうとして潜んでいた市参事会員アントン・テツェルが、プードル犬のお蔭でパン屋の徒弟に見つ

かり、駆けつけた勤勉な古参職人によって捕えられたという伝承がある。²¹

K. グラーフは、18世紀に「豚の説教」 Saupredigt の名で呼ばれるようになった、このネルトリンゲンの事件を戒める説教の際に、毎年市の基本的価値が思い起こされ、都市の自由という幟が高らかに掲げられたと説明し、この一件が市当局により市民に対する戒めとして利用された可能性を指摘している。²² しかしこの伝承が事実に基づくものであれ、市当局の称揚する望ましい市民像を伝えるものであれ、いずれにせよここに当時の市民の防衛意識と市壁や市門の防御価値が窺えよう。

さて市壁のもう一つの役割は都市の法律の及ぶ領域の画定であった。たとえばロイトキルヒの都市法には「法廷の捜索を受けた殺人犯が濠の外側の市壁の外に達した場合、法廷はこれを

²⁰ D.Vogesによればレープジンゲン門の門番と塔守を含む数名の者がすでに1439年の12月末に逮捕され、翌年1月18/22日に裏切りを自白して処刑されているという。Dietmar-H.Voges, Die Reichsstadt Nördlingen. C.H.Beck. 1988, S.225. また1440年2月23日の市公文書も参照。(Die Urkunden der Stadt Nördlingen 1436-1449. bearb.v. Walther E.Vock. Verlag der schwäbischen Forschungsgemeinschaft. 1968, S.50) 襲撃の計画について G. Wulzは、一切はネルトリンゲンの参事会員の思い込みにあったという見解をとっている (H.Blezinger, Der schwäbische Städtebund in den Jahren 1438-1445. W.Kohlhammer. 1954, S.55)。Klaus Grafも同意見である。(K. Graf, Der adel dem purger treget haß. Feindbilder und Konflikte zwischen städtischen Bürgertum und landsässigem Adel im späten Mittelalter. 1998. および Schlachtgedenken im Spätmittelalter. Riten und Medien der Präsentation kollektiver Identität. 1997. (次のURLを参照: <http://www.uni-koblenz.de/~graf>) その一方 H.Blezinger は次のように述べている。「しかし伯爵の側にはなんらかの悪しき意図があり、その実行もある程度まで準備されたに違いない。なぜならネルトリンゲンが何の証拠もなしに中傷のみで二人の市門の門番と一人の門番の妻、ならびに二人の伯爵の下僕を処刑することはとうてい考えられないからである。たとえ伯爵に対するあらゆる嫌疑—伯爵はこれを憤慨して否定している—が、いわれないものであったにせよ、この噂が生じ得たという事実が残る。」さらに G. Wulz の主張する冤罪にしても、「それではなぜ関与した者のうち二人を釈放したか説明がつかない。冤罪であれば大きな危険から神の恵みで救われたことをニュルンベルクに報せることもしなかったであろうし、市長自ら市の処置を国王の前で弁明するなどという挙にも取って出なかったであろう」と反論している。ネルトリンゲンとエッティンゲン伯の告発合戦はエスカレートし、とうとう新皇帝フリードリヒ三世が9月5日、双方に対し平和令を下し、事態を収拾した。(H.Blezinger, a.a.O. S.55)

²¹ Franz Bauer, Alt-Nürnberg. Sagen, Geschichten und Legenden. J.Lindauer. 1969, S.152ff. 一市民が敵の襲撃を察知したり防いだりしたという伝承は、筆者の知る限りでもほかに Andernach, Köln, Bopfingen, Kyritz, Wangen im Allgäu などに伝わる。K.Grafの推測するように、こうした都市伝承の成立と流布に当たっては、市民の防衛意識を称揚し、市民に対し警戒を怠らぬよう戒める市当局の意向が働いていた可能性は十分に考えられる。

²² K.Graf, a.a.O.

追うべきではない。もし市民や市民の下男が煩わされずに市外に達した場合は、その者は丸2年間境界柱 Friedssäulen（法領域を画定する）の内側に立ち入ってはならない」と定められている。²³

刑の執行においても市門は法域の境界として象徴的な意味を持った。メミンゲンの都市法では他人を中傷した女は「悪徳の石」Lasterstein（およそ7kg）を担いで一つの市門から反対側の市門まで運ばねばならないと定められていた。²⁴ また市外の刑場に引かれて行く犯罪者が最後にくぐり抜ける市門は、しばしば直截に「絞首台門」Galgentorの異名で呼ばれた。

一方で市壁の塔や市門塔は牢獄としても使用された。各地に残る Diebesturm（泥棒の塔）、あるいは Feilturm または Faulturm などという呼称は、その塔の用途を誤解の余地なく伝えている。²⁵

ただし都市の領域は必ずしも市壁内部に留ま

らなかった。法的には市外区 Vorstadt および市の共有地や森林など市壁の外側に及ぶことがむしろ一般的であった。とりわけ、ニュルンベルクやウルム、ローテンブルク、シュヴェービッシュ・ハル、ロットヴァイルなどはもっぱら経済的活動により、中世末期以降市壁をはるかに越える広大な領土を獲得した。²⁶ 防衛面でも領地の境界線に設けられた郊外防塞 Landwehr が防衛の最前線であり、土塁や植え込み、監視塔などにより瞭然たる法的境界が形成されていた。²⁷

また市門は税関としての役割を担った。門番または専任の徴税人が市内に搬入される物品に対する関税および通行税 Wegegeld を徴収した。たとえば1383年から84年のフランクフルトでは船に積む場合を除き、エッセンハイマー門、アッフィン門および聖レオンハルト門以外の市門から穀物を輸出してはならないと決められ、あらゆる市門において品目と分量によって徴収

²³ Wolfgang Petz, Reichsstädte zur Blütezeit. Verlag für Heimatpflege. 1989, S.114

²⁴ W. Petz, a.a.O. S.113. フィリンゲンにも悪徳の石を用いた追放刑が伝えられている。1698年のフィリンゲンの参事会記録によれば、教会に盗みに入った女が10日間の拘留の後、悪徳の石を市門まで運んだ後、市外追放を言い渡されたという。このほかに1682年と1699年にも同じ刑の記録が残る。(Ulrich Rodenwaldt, Das Leben im alten Villingen. 1976, S.134, 138)

²⁵ Arnold は Faulturm の呼称に関して、悪事や違反を表す Feil に基づく Feilturm が本来の形と推測している。(G.Arnold, a.a.O. S.24f.)

²⁶ たとえばウルムの支配する領地は3つの都市 (Geislingen, Albeck, Leipheim) と55の村に及んだ。(H.Wiegandt, a.a.O. S.80)

²⁷ Isenmann, a.a.O. S.50。郊外の監視塔 Warte あるいはその発展的形態としての郊外防塞については、August von Cohausen, Die Befestigungsweisen der Vorzeit und des Mittelalters. Weltbild. 1996 (Nachdruck), S.232ff. に詳しい。「14世紀の自己防衛の時代には、まだ都市が一般的に畑を持ち耕作を行っていたので、市域や市の畑に監視塔を建て、塔の見張りが耕作人や牧童に危険を伝え、都市に避難する時間を稼げるようにした。このような監視塔の例はドイツには数多くある。単独の塔の形であったり、避難所を備えたものであったり、郊外防塞と組み合わせたものなど形態は様々である」として、Wiesbaden, Fritzlar, Frankfurt a.M. の例を挙げている。Sydow によればハシバミやサンザシを植えた土塁と濠の郊外防塞は市域の境界を画定するものであって防御線として築かれたものではないという (J.Sydow, a.a.O. S.121) が、上記の例や Boockmann の紹介するゲッティンゲンの郊外防塞は堅固な監視塔も備えており、防衛上一定の役割を果たしたことは間違いない。(H.Boockmann, a.a.O. S.11ff.)

する関税の額が定められていた。また市門の通行税も馬車と荷車、さらに荷車の場合はこれを引く馬の頭数によっても額が細かく規定されていた。²⁸ ほぼ同時期に成立したサケッティの『ルネッサンス巷談集』には、農村で卵を買い込んだ金持ちの市民がフィレンツェの市門で関税を免れようと試みたものの、あえなく門番に見抜かれて人々の笑いものになる話（第41話）²⁹ があるが、実際、税の徴収を免れるため市内に搬入する前に売買することも頻繁に行われたようである。そこで参事会は品物の売買を市内の市場に限定し、市門の外での売買を禁じる通達を出し、市門の門番に取締りを求めた。³⁰

だが関税収入が市の財政にそれほど大きな比重を占めるものでなかったことは、南ドイツではフランクフルトに次ぐメッセ都市として繁栄したネルトリンゲンの記録から読み取れる。14世紀から15世紀に市が毎年メッセ期間（二週間）に徴収した関税は、一年間に徴収される市門関税のほぼ三分の一を占めたものの、毎年メッセ

期間の他の収入と合わせても、年間の酒税徴収額に及ばなかったという。³¹

市門のもう一つの重要な役割は入市管理と市内の治安維持であった。門番は都市に入ろうとする人々を厳しく審査し、乞食、浮浪者、ならず者や伝染病患者など、都市にとって好ましからぬ人々を水際で排除した。市門や各所の監視塔の塔守の服務規定からは、いかに都市が絶えず治安維持や防災に努めていたかがうかがえる。1546年（最終改訂）のロットヴァイルの都市法 *Das rote Buch* では高塔 *Hochturm* の見張りは「市内または旧市内に危険を認めた場合は、昼夜を問わずその場所をただちに大声で告げ報せ、危険を認めるやいなや鐘を鳴らさねばならない。また郊外に危険を認めた場合は、その場所を昼夜を問わずただちに大声で告げ報せ、真夜中に角笛を吹く場合は隣の見張りに声を掛けねばならない」と定められている。³² とりわけ都市を脅かすおそれのある騎士に対しては警戒を怠ら

²⁸ Armin Wolf, *Die Gesetze der Stadt Frankfurt am Main im Mittelalter*. W. Kramer. 1969, S.142ff. またホーエンローエ伯支配下のエーリングゲンについては、16世紀（農民戦争後）の関税規定 *Zollordnung* が伝わっている。税額は細かく定められ、市門近くの入口には次のような関税一覧表が掲げられていたという。

－ ワインを積んだ4頭立て馬車	= 26ペニヒ
－ ワインを積んだ3頭立て馬車	= 18ペニヒ
－ ワインを積んだ2頭立て荷車（二輪）	= 13ペニヒ
－ 塩を積んだ馬車	= 16ペニヒ
－ 塩を積んだ2頭立て荷車	= 11ペニヒ
－ 1頭立て荷車	= 6ペニヒ
.....	
－ 穀類、スペルトコムギ、カラスムギ、大麦、豌豆、レンズマメ、胡桃、栗、 木灰は市内に搬入する1マルテル（150-700L）につき	= 1ペニヒ

（Karl Schumm, *Geschichte der städtischen Verfassung in Öhringen 1253-1806*. Stadtgemeinde Öhringen. 1953, S.35f.）

²⁹ フランコ・サケッティ『ルネッサンス巷談集』（岩波文庫）、1981

³⁰ たとえば次のミュンヒェン（1347年）とレーゲンスブルク（1389年）の都市法を参照。Franz Auer, *Das Stadtrecht von München*. Scientia. 1969 (Nachdruck von 1840), S.184, Thomas Engelke, *Eyn grosz alts Statpuech*. Universitätsverlag Regensburg. 1995, S.453

³¹ D. Voges, a.a.O. S.59

³² Hans Greiner, *Das ältere Recht der Reichsstadt Rottweil*. W.Kohlhammer. 1900, S.122f. 引用箇所は大意訳。

なかった。ローテンブルクでは四人以上の騎士が市に接近した場合、見張りは角笛の吹奏でこれを報せるきまりであった。³³ また火災など市内に緊急事態が発生した場合、市門はすべて直ちに閉鎖された。混乱に乗じて近くの傭兵や敵勢が侵入することのないよう備えたのである。³⁴ 同様の理由からミサの最中も市門は閉ざされた。

II

さて、これまで見てきたような軍事防衛、法領域の画定、関税徴収、旅行者管理と治安維持などの市壁の機能は近世に入ると変質を余儀なくされる。中でも14世紀以降の火砲の発達による戦闘形態の変化は、市門と市壁による防御を過去のものとした。比較的大きな都市や戦略的に重要な都市は、市門や市壁、濠やツヴィンガーの改良に加え、16世紀後半から17世紀にかけて市壁の外側に濠や稜堡を築き、火砲の発達に対応する防衛線を遠くまで広げたため、市壁自体の軍事的役割は低下した。

また、多くの都市で引き続き市門や市壁での監視・防衛体制が敷かれていたとは言え、たいてい場合は形骸化し実質的な防衛機能を果たせなかったことは、さまざまな記録が伝えている。市民の防衛意識も変質した。フランケンの帝国都市では14世紀の終わりごろから、一日の仕事で疲れ果てた市民の代わりに専門の見張りが市壁上の見張りに雇われるようになり、16世

紀の農民戦争の頃には市の防衛は傭兵に委ねられる。また市外への遠征に参加する市民の数も減少する。市民の防衛規定こそ削除されないものの、実際には防衛義務は形骸化していった。ネッカー川を見下ろす要害の地に位置し、堅固な市壁・市門に守られていたはずのローテンブルクさえも、三十年戦争時にはやすやすと敵の侵入を許し、また1757年にはプロイセンの少尉率いる35名の軽騎兵により占領の憂き目にあっている。同じフランケンの帝国都市シュヴァインフルトにいたっては1758年に1人の少尉と2人の兵に市門を突破されている。もはや市民個人も共同体も防衛の意欲に欠けていたのであり、また市民防衛の時代でもなかったのである。³⁵

1811年のJ.P.ヘーベルの『ライン河の家庭の友の珠玉集』には、脱獄囚のツンデルフリーダーが田舎町の市門の門番を手玉にする物語³⁶がある。この海千山千のお尋ね者は市門で職業・身分、名前、目的を問われると、唐突に「ポーランド語はおできになりますか？」と尋ね返し、「ポーランド人」を前にして周章狼狽する門番を後目に、まんまと検査なしで市内に入ること成功するのである。この物語がまったく実情に反したものでないことは、18世紀末のネルトリンゲンの防衛態勢についての旅行者の報告が示している。市の防衛に当たっていたのは賃金雇用の見張りで、しかもいつも同じ顔ぶれの年老いた傷痍兵であったという。³⁷

³³ Paul Heinrich, Das alte Rothenburg ob der Tauber. J.P.Peter. 1926, S.76ff.

³⁴ P.Heinrich, a.a.O. S.134. ちなみにマックス・フォン・ペーンの『ビーダーマイヤー時代』(三修社, 1993, 530頁)によれば、シュレーゲンの小さな町では狼に対する恐怖心からも市門の閉鎖が行われたという。

³⁵ Reichsstädte in Franken. Katalog zur Ausstellung. Haus der Bayerischen Geschichte. 1987, S.38f.

³⁶ Johann Peter Hebel, „Wie der Zundelfrieder eines Tages aus dem Zuchthaus entwich, und glücklich über die Grenzen kam“. In: „Schatzkästlein des rheinischen Hausfreundes“

³⁷ Hildebrand Dussler (Hrsg.), Reisen und Reisende in Bayerisch-Schwaben.Bd.2. Anton H.Konrad. 1974, S.307

しかし防衛面で市壁の重要性が薄れたのは軍事的理由によるものばかりではない。13世紀から15世紀前半までは豊かな経済力と都市同盟のネットワーク（たとえば13世紀のライン都市同盟、14世紀後半から15世紀のシュヴァーベン都市同盟）などにより、神聖ローマ帝国の中で一定の政治的・軍事的ファクターたりえた都市が、16世紀から17世紀の度重なる宗教戦争で疲弊した後は、興隆する領邦国家に圧迫され、もはや政治的・軍事的のみならず経済的にもプレゼンスを失っていったという事情によるところが大きい。一方、中世都市の獲得した諸権利や自由は次第に領邦国家の支配する農村部まで広がり、ついにはフランス革命軍による神聖ローマ帝国の解体に至る。「フランス革命は都市の自由を全土に拡大する運動であった」という理解には留保がつこうとも³⁸、もはや市壁の内側と外側で守るべき価値について大きな違いはなくなっていたのである。

したがって近代を迎え産業革命の進展とともに都市を拡大し交通網を拡充する必要性に迫られると、各都市で市壁・市門を含めた防御施設の取り壊しに至ったのは、ある意味では合理的

で進歩的な判断であったと言える。とりわけ都市単位で防衛する必要のない領邦国家内の都市は18世紀後半から19世紀初頭にかけて次々に防御施設を撤去していった。³⁹

しかし一方で市壁は、撤去する資力も必要性もない多くの都市に残され、近世から近代においても依然一定の機能を果たした。そのため、市壁内にとどまらない生活圈と精神的空間を必要とする人々にとっては、自由な活動を制約する厭わしい障害でしかなかった。

たとえば1838年にヨーハン・エーバーハルト・デーヴァルトというみょうばん鞣し職人は、分裂しているドイツの国境や都市ごとの税関がいかに職人にとって煩わしく厭わしいものであるかを遍歴の日記に記している。

「このドイツ帝国の永遠の国境線ときたら本当に悪魔の代物と言うしかない。遮断棒をひっきりなしにくぐり、遍歴帳をあらゆる種類の警官や市兵にあちこちめぐり回されるのは、世間を見聞し一所懸命腕を磨こうとしか考えていないまっとうな職人にとっては、いまいまして煩わしい限りである。」⁴⁰

また「私の旅行鞆が全部で三十六の国を通る

³⁸ 鯖田豊之『ヨーロッパ封建都市』（講談社学術文庫）1994、10頁

³⁹ ドイツではベルリン（1734-40）、ゲッティンゲン（1762-）、ハノーファー（1763-90）、ライプツィヒ（1763-1783頃）などが比較的早い撤去例である。（Peter Grobe, Die Entfestigung Münchens (Kurzfassung). Stadtarchiv München. 1970, S.8ff.）だがその一方、多くの帝国都市は規模の大小にかかわらず神聖ローマ帝国の解体まで一応の独立を保ったため、19世紀以降も防御施設が残されたケースが多い。とりわけ、バイエルン王国に編入されたニュルンベルクをはじめとする南ドイツの帝国都市では、その市壁や要塞になおバイエルン王が一定の軍事的価値を認め、1825年に市壁保護令を発令したため、保存されることとなった。（Reichsstädte in Franken. S.37.）

⁴⁰ デーヴァルトはこれに続けて、遍歴仲間の職人とリングウの市門でひっきり、役所に連行されて身体検査を受けた体験もつづっている。（H.Dussler (Hrsg.), Reisen und Reisende in Bayerisch-Schwaben. Bd.I. Schwäbische Forschungsgemeinschaft. 1968, S.301f.）

しかし一方で市門の門番がよそ者を排除するのではなく市への定住を勧誘するという珍しい例が伝えられている。マイン川の南に位置する Babenhausen は近隣の多くの中小都市と同様に三十年戦争で荒廃したため、戦後しばらく死者の数が新生児数を上回っていた。そこで市当局は官吏や門番に「遍歴の職人や他のよそ者を定住するよう説得すること」との通達を出していたという。（Lothar Gall, Bürgertum in Deutschland. Siedler. 1989, S.43）

たびに開かれなくても済むように統一してほしい⁴¹と語ったゲーテにとっては、中世の遺物たる市壁が撤去されることは新たな平和の時代の到来を意味した。コスモポリタンの詩人は『親和力』の中でシャルロッテに次のように語らせている。

「どんな小さな都市でも、囲壁や濠をめぐらす必要があったような、〔中略〕そういう状況のことなど、いまでは想像もつかないくらいですわ。かなり大きな都市でさえ、現在では境壁をとりはらっていますし、領主の城のほりさえ、埋め立てられていますし、都市も大きな集落 (große Flecken) となっているにすぎませんね。ですから旅行のとちゅうなぞで、そういう様子をながめると、世界平和が確立されて、黄金時代がまぢかにせまっている、とそう思ってもよさそうですわ。」⁴²

19世紀には市壁の内と外の社会的平準化は一層進み、中には逆転したケースさえある。1830年代スイスの中部諸州ではフランスの七月革命の影響を受けて保守派が政権につくと、都市は反動の拠点となる。バーゼルでは市門や濠を特

みに旧来の特権に固執する保守的な市政府と急進的自由主義の農村部との間で武力衝突が起きる。またベルンでは強制的に退官させられた都市貴族が傭兵を募り、失った地位の回復を図ろうとする。ここに至り、かつては都市の自由の象徴であった防御施設は完全に象徴性が逆転し、自由と民主主義の脅威となる。1830年代のスイスの地方小都市の仮借ない市門撤去においては、このような厳しい都市領主の支配と結びついた市門の記憶が背景にあるという。⁴³

しかし市壁が閉鎖空間を形成するのは外部の者に対してだけではない。市壁内の住民についても同様である。1718年のフィリンゲンでは市民は特別の理由や許可がなければ市を離れてはならず、市門の閉門時にはまた市内に戻らねばならなかったようである。参事会記録には「クリストフ・ヴェーアレは3週間市を離れていたため尋問を受けた。同人はエルザスに巡礼に行っていたと申し立てた。当局の承認なしにかくも長期に市を離れてはならないと同人は命じられた」とあり、市民が絶えず市当局の監視下に置かれていたことが分かる。⁴⁴

⁴¹ エッカーマン(山下肇訳)『ゲーテとの対話(下)』(岩波文庫)1984, 235頁。ゲーテはまた『対話』の中で、イエナの図書館で湿気の問題が生じた際、迷うことなく市壁の一部を破壊したため、市当局の不興を買ったというエピソードもエッカーマンに語っている。(同書271~274頁)

⁴² J.W.ゲーテ(実吉捷郎訳)『親和力』(岩波文庫), 271頁。引用訳は一部改変。(J. W. von Goethe, Werke. Hamburger Ausgabe. Bd.6. dtv. 1988, S.418)。M. ヴェルンケはこの箇所について次のような解説を行っている。「ゲーテのこのコメントは、都市の住民が城壁の撤去によって獲得した新たな政治的経験の価値をきちんと捉えている。『世の太平』には、戦争の技術革新が都市を無防備にしたことだけでなく、都市と地方との間に新たな交換関係が可能になったことも含まれる。『権力とモラルの矛盾、現実と理想の矛盾が都市と地方という二極に移された』のであれば、城壁撤去という動きの中で、その矛盾の止揚は黄金時代の幕開けと見えたのである。」(M.ヴェルンケ『政治的風景—自然の美術史』, 叢書ユニベルシタス, 1996年, 103頁)

⁴³ C.A.Müller, Die Stadtbefestigung von Basel. Helbing & Lichterhahn. 1955. S.68. および Walter Laedrach, Schweizerische Stadttore. Paul Haupt. Ohne Jahresangabe (1950er?). S.15, 18.

⁴⁴ U.Rodenwaldt, a.a.O. S.181f. その一方でほぼ同じ頃、もはや市門と市壁による市当局の通行管理が綻びを来していたケースも伝えられている。フランツ・クサヴァー・ブロンナー(1758年生まれ)の父親(煉瓦職人)はヘビシュタットからディリンゲンまで1時間15分歩いて通った。その仕事が終わると徒歩で七時間の距離にあるヴェルデン(アウクスブルクとヴェルティンゲンの間の村)へ働きに出た。「通行税を節約するために、父は、絶えず生命の危険にさらされながら、町の外壁を乗り越えた。外壁が城の塔と接していて、その部分のモルタルがはげ落ち、ちょうどその角の所に大きな木が立っている場所を、父は知っていて、これをうまく利用したのである。外壁の内には石の階段が通じていて、これをつたって地上へ降りることができた。外から壁によじ登るのだけが難しかったのだ。」(『ドイツ／子どもの社会史 1700-1900年の自伝による証言』(勁草書房)1992, 159頁)

大人でさえこのような制約下に置かれていた
のであるから、子どもにいたっては市壁がいわ
ば世界の果てとなった。牧師で児童文学作家の
クリストフ・シュミート（1768-1854）は18世
紀後半のディンケルスビュールの幼年時代を次
のように回想する。

「それまで私たち二人の子ども、すなわち私
と弟のヨーゼフはほとんど市から出たことはな
かった。両親の散歩に付き添ってそこかしこ、
市門から市門へと歩くことしか許されていなかっ
た。〔中略〕両親の同伴なしで市門の外に出る
ことは私たちには禁じられていた。いまでもあ
りありと思い出すのは、夕空の金色の光が市門
から差し込むと、いく度となく憧れで胸を一杯
にして市門の彼方を見つめたことだ。私には広々
とした天国へ入るのが禁じられたような感じが
した。だが私は両親の禁令を守った。」⁴⁵

だがシュミートによればディンケルスビュール
では大人も生活圏は市壁の外を出なかったとい
う。

「私たちの伯母はおそらく一年中市外に出る
ことがなかったと思われるが、この〔聖ウルリ
ヒ祭の〕行列には敬虔な気持ちで参加し、つい
でに、再び緑の野原や豊かな麦畑を眺めること
ができるのを心から喜んでいた。『きっとほか
の何人かの市民も私と同じだと思うわ。普段市
外に出かける機会のない私たちだから、神様の
恵みの宿る野原や畑を一度は見てごらんなさい
と外に連れ出してくださるのは、なんてすてき
な天の配剤なのでしょう。』」⁴⁶

しかし、市壁に囲まれた閉鎖的空間は一方で
この上ない庇護感をも市民生活にもたらした。と

りわけ夜間に高度な安全を住民に保証するとい
う点に市壁・市門の日常的な意義は近代でもな
お存在していたと言えよう。この庇護空間は毎
時夜警の告げる時の声で補完された。夜警制度
に至っては20世紀まで存続していた都市もある。
シラーの次の詩句からはその心地良い安心感が
伝わってくる。

市場と通りは静まりかえり、
明かりの楽しい炎を囲み
家中の者が集う
すると市門が軋みながら閉まる⁴⁷

また中世末期以降、防衛上の有効性が低くな
る一方で、時代の様式に沿って市門の改築が行
われ、市民は市門を美しく見せようと競い合う。
軍事的機能が衰退したところに美的象徴性が
独立発展を遂げる余地が生まれたと言えるかも
しれない。北ドイツ・リューベックのホルステ
ン門はあまりに有名であるが、南ドイツの小都
市においても、たとえばメミンゲンの市門など
はそれぞれに様式も意匠も異なっていて、まる
で市門同士が個性を競い合っているかのよう
である。

時に市壁や市門がどれほど広い生活空間を要
求する自由な精神にとって障害となろうとも、
市民の市壁に寄せる愛着はいずれの時代にも窺
うことができる。「市民が彼らの市壁をいかに
誇りにしていたかは、常に市壁の保全・補修に
つとめたのみならず、その美しい外観に気を配っ
ていたことから窺える。一定の間隔を置いて
並ぶ塔は防御上の目的を果たすものであり、英

⁴⁵ Christoph von Schmid, *Erinnerungen und Briefe*. Kösel. 1968, S.74

⁴⁶ Ch. Schmid, a.a.O. S.77

⁴⁷ F. Schiller, „Das Lied von der Glocke“ In: Friedrich Schiller. *Balladen, Romanzen und Lieder*. dtv. 1984, S.90

雄的な行進曲のようなリズムを奏するのは偶然にすぎない。しかし建築家は塔の形態にも変化をつけようと腐心し、紋章、鷲、皇帝像、箴言で塔を飾った。とりわけ形態と装飾に凝ったのは市門であった。⁴⁸

かくして、かつては都市の自由の象徴であった市門は、それぞれの都市そのものの象徴に変容していく。「市民は市門に対して深い関係で結ばれており、市門は市民の人生において重要な位置を占めていた。狭い市内を離れることができるのは市門だけであり、異国の長い遍歴を終えて帰ってくるのもこの市門であった。遠くから市民は懐かしい塔のシルエットを認め、市門の門番は故郷に帰還した市民に最初の歓迎を告げる役割を担った」のである。⁴⁹

象徴性に論を戻すならば、そもそも市門や市壁は中世からある種の宗教的象徴性を付与されていた。たとえばケルンやアーヘンの12の市門はヨハネ黙示録で描かれた天のエルサレムに倣ったものであるという。⁵⁰ また市門には市の紋章

のほかに都市を守護する聖者像が外側と内側の両方に掲げられ、外敵からの庇護を祈願すると同時に、市を離れる者に保護を求めた。⁵¹ 都市は市門と市壁によってはじめて聖別された空間となったのである。

とはいえ市壁によって圍繞された空間が均質的な社会であったわけではない。市壁沿いの監視塔には犯罪者が収監されていたし、看守の役目も勤めた塔守や、刑吏、傭兵の住まい、あるいは遊郭などはたびたび市壁沿いに設けられる⁵²など、すでに都市社会地誌学的な意味においても市壁は周縁部を成していた。⁵³

こうした市内での周縁性に加え、聖別された庇護空間と外界との境界を成す位置関係から、市壁や市門は市民生活を脅かす様々の敵や悪霊の潜む場所として迷信や伝説の格好の舞台となる。たとえば、ディンケルスビュールの「白い塔」WeiBer Turmには若者を誘惑する悪魔が現れ、金貨と引き換えに魂を求めたという言い伝えが残っている。この伝承を信じた若者がここ

⁴⁸ R. Huch, a.a.O. S.204f.

⁴⁹ U. Rodenwaldt, a.a.O. S.192

⁵⁰ U. Mainzer, a.a.O. S.37. また、12世紀のケルンやトリーア、ゾーストなど多くの都市の印章には、市壁とともにキリストや聖ペテロなどの守護聖人が刻まれているという。(H. Planitz, a.a.O. S.234f.)

⁵¹ U. Mainzer, a.a.O. S.40. エリアーデは「居住地や都市の防御施設が初めは魔術的目的のためであった」と推測する。「というのも濠とか迷路とか壘壁とかの施設は、人間の侵入者よりもむしろ魔神や死者の霊を防ぐために作られたと思われるからである。北インドでは疫病がはやると村の周囲に一つの円を描くが、それは疫病神が入れないようにする力があるという。中世の西洋では、都市の城壁は魔神や病気や死に対する防壁として祭儀により浄められた。」(M. エリアーデ『聖と俗：宗教的なものの本質について』法政大学出版局、1969、41頁)

⁵² H. Boockmann, a.a.O. S.34. たとえばメミンゲンでは西南角の市壁沿いに1835年まで刑吏の家があり、遊郭もこの近くに置かれていた。ニュルンベルクの刑吏もかつての市壁沿いの「刑吏の橋」Henkersteg 近くの「水辺の塔」Wasserturmを住まいとしていたし、ディンケルスビュールの東の市壁にも「刑吏の塔」Henkersturmが設けられ、市外から呼ばれた刑吏の宿泊所となっていた。またネルトリンゲンやディンケルスビュールに現存する、市壁の内壁に隣接する形で建てられた牡蠣殻のような長屋が傭兵の住居に用いられたことは、「Kasarmen」または「Kasernen」との呼称から推測できる。1702年にメミンゲンがバイエルン軍に占領された際も西側の市壁沿いに占領兵の兵舎が建てられた。

⁵³ 都市の社会地誌学的特質に関しては Isenmann, a.a.O. S.63ff. „Sozialtopographie“ の章を参照。手工業や商売上の理由から特定の地域に集中したり、市の周縁部での営業を余儀なくされる特定の業種を除く床屋 (Bader)、靴屋、仕立屋などの手工業に関しては、経済的成功が中心部への居住地の移動の努力と結びついた。一方、社会的に軽視される職業 (亜麻布織工 Leinenweber など) は市の周縁部や市外区に住むことを余儀なくされたという。塔守の社会的差別に関しては Werner Danckert, Unehrlche Leute. Francke. 1979², S.60f. を参照。

で大金を得ようと自分の指を傷つける事件が起きたため、1737年にディンケルスビュールの市参事会はこの塔を永久に封鎖すると通達したという。⁵⁴ またゲータは少年時代にフランクフルトの市壁の内側の通路を好んで歩き、そこに展開される多彩な生活模様に目を奪われたことを回想しているが、その頃友人に語り聞かせたという童話『新パリ』では、ツヴィンガーの一角に設けられた見慣れぬ小門が現実から童話の世界への入口となっている。

「ぼくは市壁に沿った空地を歩いて、いつ来てもなんだかひどく不気味な感じのする場所へでた。ここが『不吉な壁』と呼ばれているのもっともだとぼくは思った。」⁵⁵

『グリム伝説集』にも市門や市壁をめぐる伝説が収められている。たとえばアーヘンでは市壁の一部をなしているポネレントウムという塔から悪魔が奇怪な叫びを発したり鐘を鳴らしたりするなどのいたずらをするという。言い伝えによればこの悪魔は閉じこめられており、最後の審判の日までそこから脱け出すことはできないとされている（第188話『嘆きの悪魔』）。他にも市門・市壁にまつわる伝承がいくつか見られるが、そのいずれにおいても不可思議な力を持つ水妖と一般の市民生活という異界と内界の境界が市門となっている。（第60話『エルベの乙女とザーレの女』、第65話『水妖から身を守る薬草』、第68話『アルヴェンスレーベンの奥方』、第428話『火焰を追い払うレミギウス』など）。庇護された安全な市内と、人知の及ば

ぬ超自然的な精霊の宿る異界が市壁・市門によって分かたれているという近世の市民の世界観やメンタリティーがあるいはここに窺えないだろうか。

III

さてすでに防衛上の役割を終えていたとはいえ、このように市民意識の深いところに根付いた市壁や市門が取り壊されることは、撤去への賛否を問わず市民にとって一大事件であった。実際撤去を肯定的に見るにせよ否定的に見るにせよ、これは中世以来の都市空間と生活様式の終焉にほかならなかった。領邦国家への編入と軌を一にして撤去が行われた帝国都市にとっては、たとえ撤去が防御施設の一部であれ「誇り高い」帝国都市の自治の終焉を象徴するものであった。ディンケルスビュールの参事会員メッツガーは次のように日記に記している。

「こうして市の周囲は石切場になり、これによりかろうじて残っていた外面の飾りが失われ、市の財産もいよいよ奪われ、正真正銘の地方都市に変えられてしまった。かつては諸侯にも対抗した昔日の帝国都市の数々はいまやありとあらゆる屈辱を忍ばねばならないのである。」⁵⁶

実際の防御というよりは精神的な庇護感を与えていた市壁の撤去にあたっては、常に一抹の不安が付きまとった。ベッティネ・ブレンターノは生まれ育ったフランクフルトの市壁撤去を嘆き、市民にとっては「冬のさなかに羊毛を刈

⁵⁴ Gerfrid Arnold, Hinter der Teufelsmauer. Sagen, Spuk, Legenden zwischen Dinkelsbühl und Wassertrüdingen. Selbstverlag (?), S.65ff.

⁵⁵ J.W.ゲータ（山崎章甫訳）『詩と真実』第一部（岩波文庫）1997, 31頁および87頁。Johann Wolfgang von Goethe, Werke. Hamburger Ausgabe. Bd.9. dtv. 1988, S.19 und S.52f.

⁵⁶ Franz Prinz zu Sayn-Wittgenstein, Reichsstädte. Patrizisches Leben von Bern bis Lübeck. Prestel. 1965, S.176

られる」羊のような心持ちと表現している。⁵⁷ また自らしか恃みにできない帝国都市のみならず、バイエルン侯国の都ミュンヘンですら1791年の市壁撤去に当たっては市民から撤去反対の請願書が出された。防衛上の観点からはさしたる根拠のないこの請願にはM.ヴァルンケの指摘するとおり市民の漠とした不安感が読み取れよう。⁵⁸

市壁に比べれば、都市の顔として象徴的意義を保った市門は破壊を免れる場合が多かった。しかしその場合でも市壁撤去と相前後して夜間の閉門が廃止され、本来の機能をほぼ全面的に失うことになった。南ドイツからスイスにかけての都市の多くは1830年代に市門の夜間開放が行われた⁵⁹ が、スイスの作家J.ゴットヘルフ(1797-1854)は『黒い蜘蛛』(1842)の中で「市門のように目をぱっくり開けて」die Augen aufsperrten wie Stadttore というアクチュアルな比喩を登場人物に使わせて、時代の変化に対する当時の衝撃を示唆している。⁶⁰

だが19世紀後半になっても市壁や市門が完全に消滅したわけではない。七月革命後に再度防衛施設の必要性が見なおされたバーゼルでは、1844年の鉄道敷設の際に駅舎を市内に囲い込む

「鉄道門」Eisenbahntorを築き、しばらくの間は夜間閉門さえ行っていたという。⁶¹ またルートヴィヒ1世治下のバイエルン王国の首都ミュンヘンでは、1835年にカール門とイーザル門が新ゴシック様式で改築され、王都を美しく飾った。⁶² またニュルンベルクの市壁は交通網の整備と要塞保全あるいは文化財保護の議論にさらされて維持と撤去の狭間を揺れ動いたが、1848年から1866年にかけて市壁を穿ち旧市街と新市区に道路を通す際、新ゴシック様式の新たな市門7基が築かれて、機能性と審美性の調和がはかられた。⁶³ ケプラーが生まれたかつての帝国都市ヴァイル・デア・シュタットでも1924年に西の市壁を穿つ際、シュトゥットガルト駅舎の廃材を利用して可愛らしいアントニウス門が建築されている。⁶⁴

19世紀後半になると市壁や市内はようやく文化財としての価値が認められ、各都市で歴史協会などの主導による保護活動が始まる。現代ではそれぞれの都市で貴重な歴史的文化遺産として保護され、絶えず補修が行われている。それどころか最近になって再建された市門の例もある。南ドイツ・アルゴイの首都ケンプテンでは19世紀にほぼ完全に防衛施設の撤去が行われた

⁵⁷ Bettine von Arnim, Dies Buch gehört dem König. In: B.v. Arnim, Werke und Briefe. Bd.3. Deutscher Klassiker Verlag, 1995, S.91

⁵⁸ M. ヴァルンケ, 前掲書103頁

⁵⁹ エスリンゲン(1835年), ツーク(1835年), ヴィンタートゥール(1833年)。ただしバーゼルは1850年代まで夜間の閉鎖が続いていた。これは先述の保守的市政府と自由主義的農村部の対立にもよる。(C.A.Müller, a.a.O. S.69)

⁶⁰ Jeremias Gotthelf, Die schwarze Spinne. In: J.Gotthelf, Eine Auswahl aus seinen Werken und Briefen von Friedrich Seebass. K.R.Langewiesche. 1953, S.146

⁶¹ C.A.Müller, a.a.O. S.69

⁶² Wilhelm Schwemmer, Die Stadtmauer von Nürnberg. In: MVGN 56 (1969), S.424ff.

⁶³ W. Schwemmer, a.a.O. S.427f. および Hans Hubert Hofmann, Die Nürnberger Stadtmauer. Nürnberger Presse. 1967. を参照。しかしこの7つの新しい市門も1877年から1893年までにすべて取り壊され、現在はかろうじて地名に残るのみである。

⁶⁴ 筆者の現地調査による。

が、1987年地元の手工業組合の協力を得て「孤児の市門」Waisentor が復元された。⁶⁵ また、4つのうち3つの市門が現存するフィリンゲンでは、1840年頃に唯一取り壊された「下手門」Niedertor を再建する計画が構想さてられている。⁶⁶ ゲーテはかつて、市壁がなくなり今や都市は「大きな集落でしかない」nur große Flecken と新時代の到来を称えたが、こうした市門再建の動きには、ノスタルジックな懐古趣味に留まらず、相貌を失い無限に延びる単なる「大きな集落」としての現代の都市に対するアンチテーゼが潜んでいるのは間違いない。

いかに市民の意識に市壁が深く根を下ろしているかは言葉の上にも窺える。市外へ散歩に出かける際のディンケルスビュール市民の言い回し „Um a Dor geha“（「市門をまわってくらあ」）こそ一般的ではないだろうが、象徴としての市壁は in den Mauern unserer Stadt 「わが市の市壁の中に」（＝わが市においては）という祝辞の言い回しに残っている。⁶⁷ 英語の into に相当する前置詞 in を用いた in die Stadt gehen 「町に行く」という通常の表現についても、そもそもは市壁によって空間的に完結した都市の姿が前提とされていたのではないかとの推測もある。⁶⁸

IV

さて、これまで中世から現代まで時代による変化を含めて市壁・市門の役割を概観し、その市民との関わりをごく簡単に述べてきた。しかし、とりわけ市壁・市門に囲まれた都市空間が数百年にわたり市民生活や市民意識とどのような関係にあったのかという点については、到底本稿で紹介や論考を尽くせる問題ではない。

不完全な考察は次々に新たな疑問を呼ぶ。市壁に囲まれた帝国都市ニュルンベルクで中世を再発見したロマン派の詩人ヴァッケンローダーは「ドイツ芸術は、小さな都市の周壁の中に、血縁者の間で家庭的な教育を受けた敬虔な青年であった。—ドイツ芸術が年老いた今、それは小都市的な風習と同時に、その感情、その魂の固有な特質をも失った凡庸な俗人となってしまった」⁶⁹ と述べている。ここには単なる比喩に留まらず、近世から近代にかけての都市と市民生活、都市文化の関わりに関する詩人の洞察が込められているのではないだろうか。

また先に紹介したクリストフ・シュミートの回想録より、私たちは当時の市民が市内に留まる限り、普段日の出の光景をも目にすることがなかったことを知る。⁷⁰ 文明と自然、庇護性と

⁶⁵ 1865年に取り壊された後、1982年から旧市街愛好協会によって再建が計画されると、直ちに「市門塔協会」が設立され、地元の16の手工業組合が塔の再建に当たった。手工業組合に依頼したのは、旧市街がかつては手工業者の中心であったので、その再生も同じ職人の手によるべきとの考えに基づくという。(Stadtführer Kempten / Allgäu · Cambodunum. AVA-Agrar-Verlag. S. 72)

⁶⁶ Peter Findeisen, Anmerkungen zur Idee, in Villingen ein neues Stadttor zu bauen. In : Denkmalpflege in Baden-Württemberg. Nachrichtenblatt des Landesdenkmalamtes. 3/1994, S.110ff.

⁶⁷ C. Haase, a.a.O. S.385

⁶⁸ C.A.Müller, a.a.O. S.8

⁶⁹ ヴァッケンローダー『芸術を愛する一修道僧の心情告白』（岩波文庫）、93頁。Wilhelm Wackenroder, Herzensergießungen eines kunstliebenden Klosterbruders. In: W.Wackenroder, Werke und Briefe. Hanser. 1984. S.187

危険性、狭隘と開放という二律背反は、このディンケルスビュールのような小さな都市にもすでに存在している。それでは、たとえば同じロマン派の詩人アイヒェンドルフが遍歴を讃え、森や山の生活を歌い、日の出や日の入りを描くとき、その作品が訴えるべき相手はかつてこのような市壁の中で暮らしていた人々の生活感情だったのだろうか。

あるいは、W.シヴェルプシュの唱える19世紀半ばの鉄道の発達による空間と時間の均一化というプロセスには、市壁と市門の撤去による伝統的都市空間の解体と、それにとまなう周囲の農村部との平準化も関わっていたのだろうか。

考察すべき時代の広がりやテーマの多面性は、今後具体的事例に基づいた個別テーマの詳細な論究を必要とするであろう。市門や市壁にあらわれた都市生活の様相をさぐるためには、歴史的資料や文献だけでなく、文学や造形芸術の形で伝えられた内容も、社会史あるいは精神上の資料として、あわせて考察の対象になろう。したがって必ずしも個別の都市研究^{モノグラフ}となりえず、また市門や市壁に関する通時的・総合的な叙述ともなりえないことも予想される。

E.フリーデルはその卓越した『近代文化史』の前書きで次のように記している。

「文化史というものは、その内容の点でどうしても隙間のある、断片的な、いわば一面的という性質を帯びるのに対し、その範囲となるとまったく逆のものを要求される。この研究と記述の範囲には、つまるところ、あらゆる

ものが属している。人間の生活を示すものすべてが属している」。⁷¹

実際もし「ディレクタント的な検討、不完全な判断、不十分な情報をなるべく数多く集めてまとめ上げるより他に書きようがない」のが文化史であるとするならば、この言葉を励みに、今後いくつかの事例にさまざまな視点からアプローチすることにより、「群盲象を撫でる」に留まることなく、現代の市民意識のひとつの源となっている中世から近代にかけての市民生活の一側面にかすかな光が当てられるものと期待したい。

後記：本稿の執筆に当たってはフィリンゲンの市資料室研究員（Stadtarchivar）のヨーゼフ・フックス博士（Dr. Josef Fuchs）にフィリンゲンの歴史に関する貴重な資料の提供を受けた。ここに記して感謝の意を表したい。また同市のノイホフ夫妻（Werner und Gilda Neuhoff）にも心からの感謝を捧げたい。筆者が2000年9月に南ドイツの諸都市を調査した際、まったくの偶然の出会いにも関わらず、夫妻は筆者の関心を知ると八方手を尽くして、フックス博士の案内のもと、ロメーウス塔（Romäusturm）の内部を見学できるように取りはからってくれた。現代における市壁と市民との関わりを知る上では、ロメーウス塔のデータそのものよりも、こうした市壁や市門に愛情を寄せる人々からより重要な知見を得ることができたように思えるからである。

⁷⁰ Ch.Schmid, a.a.O. S.80f. 78歳のシュミートは、子供のとき近郊の村 Pfahlheim で迎えた初めての朝の光景を生き生きと述懐している。また長じて参加した聖霊降臨祭の巡礼で、初めて明けの明星を見たことも回想している。

⁷¹ E.フリーデル（宮下啓三訳）『近代文化史』I（みすず書房）、1987、15頁。Egon Friedel, Kulturgeschichte der Neuzeit. 1. Bd. C.H. Beck. 1947, S.19